

甲種  
乙種

所属 企画部 企画課 企画課長 住所 (郵便番号) 〇〇〇〇町4

氏名 (フリガナ) 江川 武吉 (生年月日) 昭和35年5月24日 整理番号 4

区分	月日	支給	総支給金額	社会保険料等の控除後の金額	社会保険料等の控除額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額														
										扶養控除申告	配偶者控除	寡妻・寡夫・寡子等	障害者等	学生等	特別障害者	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	特別障害者	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	特別障害者			
1	1/25	575,000	575,000	485,461	89,539	3	13,920	13,920	13,920	控除対象配偶者	控除対象配偶者	控除対象配偶者	控除対象配偶者	控除対象配偶者	控除対象配偶者	控除対象配偶者	控除対象配偶者	控除対象配偶者	控除対象配偶者	控除対象配偶者	控除対象配偶者	控除対象配偶者	控除対象配偶者	
2	2/25	575,000	575,000	485,461	89,539	3	13,920	13,920	13,920	扶養親族等	扶養親族等	扶養親族等	扶養親族等	扶養親族等	扶養親族等	扶養親族等	扶養親族等	扶養親族等	扶養親族等	扶養親族等	扶養親族等	扶養親族等	扶養親族等	
3	3/25	575,000	575,000	485,461	89,539	3	13,920	13,920	13,920	配偶者等	配偶者等	配偶者等	配偶者等	配偶者等	配偶者等	配偶者等	配偶者等	配偶者等	配偶者等	配偶者等	配偶者等	配偶者等	配偶者等	
4	4/25	576,200	576,200	487,261	88,939	3	13,920	13,920	13,920	障害者等	障害者等	障害者等	障害者等	障害者等	障害者等	障害者等	障害者等	障害者等	障害者等	障害者等	障害者等	障害者等	障害者等	
5	5/25	576,200	576,200	487,261	88,939	3	13,920	13,920	13,920	学生等	学生等	学生等	学生等	学生等	学生等	学生等	学生等	学生等	学生等	学生等	学生等	学生等	学生等	
6	6/24	576,200	576,200	487,261	88,939	3	13,920	13,920	13,920	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	
7	7/25	576,200	576,200	487,261	88,939	3	13,920	13,920	13,920	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	
8	8/25	576,200	576,200	487,261	88,939	3	13,920	13,920	13,920	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	
9	9/23	576,200	576,200	487,261	88,939	3	13,920	13,920	13,920	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者
10	10/25	576,200	576,200	486,217	89,983	3	13,920	13,920	13,920	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	本人、配夫(人)	
11	11/25	576,200	576,200	486,217	89,983	3	13,920	13,920	13,920	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者
12	12/22	576,200	576,200	486,217	89,983	3	13,920	△42,170	△28,250	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者
計		① 6,910,800	② 1,072,200	5,838,600	③ 167,040	3	145,654	145,654	145,654	④ 167,040	⑤ 145,654	⑥ 145,654	⑦ 145,654	⑧ 145,654	⑨ 145,654	⑩ 145,654	⑪ 145,654	⑫ 145,654	⑬ 145,654	⑭ 145,654	⑮ 145,654	⑯ 145,654	⑰ 145,654	
6	6/30	1,200,000	1,200,000	1,018,992	181,008	3	145,654	145,654	145,654	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者
12	12/9	1,400,000	1,400,000	1,186,346	213,654	3	169,576	169,576	169,576	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者
計		④ 2,600,000	⑤ 394,662	2,205,338	⑥ 315,230	3	315,230	315,230	315,230	⑦ 315,230	⑧ 315,230	⑨ 315,230	⑩ 315,230	⑪ 315,230	⑫ 315,230	⑬ 315,230	⑭ 315,230	⑮ 315,230	⑯ 315,230	⑰ 315,230	⑱ 315,230	⑲ 315,230	⑳ 315,230	

区	分	給	料	手	当	等	計	① 6,910,800	② 1,072,200	③ 167,040	④ 167,040	⑤ 145,654	⑥ 145,654	⑦ 145,654	⑧ 145,654	⑨ 145,654	⑩ 145,654	⑪ 145,654	⑫ 145,654	⑬ 145,654	⑭ 145,654	⑮ 145,654	⑯ 145,654	⑰ 145,654	⑱ 145,654	⑲ 145,654	⑳ 145,654
区	分	給	料	手	当	等	計	① 6,910,800	② 1,072,200	③ 167,040	④ 167,040	⑤ 145,654	⑥ 145,654	⑦ 145,654	⑧ 145,654	⑨ 145,654	⑩ 145,654	⑪ 145,654	⑫ 145,654	⑬ 145,654	⑭ 145,654	⑮ 145,654	⑯ 145,654	⑰ 145,654	⑱ 145,654	⑲ 145,654	⑳ 145,654

区	分	給	料	手	当	等	計	① 6,910,800	② 1,072,200	③ 167,040	④ 167,040	⑤ 145,654	⑥ 145,654	⑦ 145,654	⑧ 145,654	⑨ 145,654	⑩ 145,654	⑪ 145,654	⑫ 145,654	⑬ 145,654	⑭ 145,654	⑮ 145,654	⑯ 145,654	⑰ 145,654	⑱ 145,654	⑲ 145,654	⑳ 145,654
区	分	給	料	手	当	等	計	① 6,910,800	② 1,072,200	③ 167,040	④ 167,040	⑤ 145,654	⑥ 145,654	⑦ 145,654	⑧ 145,654	⑨ 145,654	⑩ 145,654	⑪ 145,654	⑫ 145,654	⑬ 145,654	⑭ 145,654	⑮ 145,654	⑯ 145,654	⑰ 145,654	⑱ 145,654	⑲ 145,654	⑳ 145,654

区	分	給	料	手	当	等	計	① 6,910,800	② 1,072,200	③ 167,040	④ 167,040	⑤ 145,654	⑥ 145,654	⑦ 145,654	⑧ 145,654	⑨ 145,654	⑩ 145,654	⑪ 145,654	⑫ 145,654	⑬ 145,654	⑭ 145,654	⑮ 145,654	⑯ 145,654	⑰ 145,654	⑱ 145,654	⑲ 145,654	⑳ 145,654
区	分	給	料	手	当	等	計	① 6,910,800	② 1,072,200	③ 167,040	④ 167,040	⑤ 145,654	⑥ 145,654	⑦ 145,654	⑧ 145,654	⑨ 145,654	⑩ 145,654	⑪ 145,654	⑫ 145,654	⑬ 145,654	⑭ 145,654	⑮ 145,654	⑯ 145,654	⑰ 145,654	⑱ 145,654	⑲ 145,654	⑳ 145,654

この様式は、平成27年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。

計  
算  
例

留意事項	説	明										
	<p>2 税務署へ提出を要しない人の分については、「給与所得の源泉徴収票」1枚（給与の支払を受ける人への交付用）と「給与支払報告書」2枚の3枚複写で作成します。</p> <p>なお、日本と情報交換規定を有する租税条約を締結している次の外国に住所があり、日本にも1年以上の居所がある人の「給与所得の源泉徴収票」は、同じものを2枚税務署に提出することになっていますので、1枚多く作成する必要があります。</p>	<p>アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、イスラエル、イタリア、インド、インドネシア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エジプト、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オマーン、オランダ、カザフスタン、ガーナ、カタール、カナダ、カメルーン、ガンジー、キプロス、ギリシャ、キルギス、クウェート、クロアチア、ケイマン諸島、コスタリカ、コロンビア、サウジアラビア、サモア、サンマリノ、ザンビア、ジャージー、ジョージア、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スリランカ、スロバキア、スロベニア、セーシェル、タイ、大韓民国、タジキスタン、チェコ、中国（香港及びマカオを除く。）、チュニジア、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、トルコ、ナイジェリア、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、英領バージン諸島、バハマ、バミューダ、ハンガリー、バングラデシュ、フィジー、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ブルガリア、ブルネイ、ベトナム、ベラルーシ、ベリーズ、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、香港、マカオ、マルタ、マレーシア、マン島、南アフリカ、メキシコ、モリシャス、モルドバ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア（平成28年6月1日現在）</p>										
提出先	<p>1 「給与所得の源泉徴収票」の提出先は、給与の支払事務を取り扱う事務所、事業所などの所在地を所轄する税務署です。</p> <p>2 「給与支払報告書」の提出先は、給与の支払を受ける人の平成29年1月1日現在の住所地の市町村です。</p>											
提出、交付の期限	<p>1 「給与所得の源泉徴収票」の税務署への提出の期限は、<u>平成28年</u>の途中で退職した人の分を除き、平成29年1月31日となっています。</p> <p>なお、平成28年の途中で退職した人の「給与所得の源泉徴収票」の提出の期限は、退職後1か月以内となっていますが、便宜上、その他の受給者分と併せて、平成29年1月31日までに提出しても差し支えありません。</p> <p>2 「給与所得の源泉徴収票」の給与の支払を受ける人への交付の期限は、平成29年1月31日（年の途中で退職した人の場合は、退職後1か月以内）となっています。</p> <p>3 「給与支払報告書」の市町村への提出期限は、「給与所得の源泉徴収票」の提出期限と同様、平成29年1月31日となっています。</p>											
提出範囲	<p>1 「給与所得の源泉徴収票」のうち、次表に掲げる人の分は、税務署へ提出を要することになっています（規93①②）。ただし、給与の支払を受ける人に対しては、この提出範囲に関係なく、全ての人について作成の上、交付しなければなりません。</p> <table border="1" data-bbox="330 1273 1215 1775"> <thead> <tr> <th data-bbox="330 1273 378 1775"></th> <th data-bbox="378 1273 1007 1311">受給者の区分</th> <th data-bbox="1007 1273 1215 1311">提出範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="330 1311 378 1775" rowspan="3">年末調整をしたもの</td> <td data-bbox="378 1311 1007 1476">① 法人（人格のない社団や財団を含みます。）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問、企業組合の所長などの役職にある者をいいます。以下同じです。）及び現に役員をしていなくても<u>平成28年中</u>にこれらの役員であった人</td> <td data-bbox="1007 1311 1215 1476">平成28年中の給与等の金額が150万円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="378 1476 1007 1669">② 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士、計理士、会計士補、企業診断員、測量士補、建築代理士、不動産鑑定士補、火災損害鑑定人、自動車等損害鑑定人、技術士補（所得税法第204条第1項第2号に規定する人）</td> <td data-bbox="1007 1476 1215 1669">〃 250万円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="378 1669 1007 1775">③ 上記①及び②以外の人</td> <td data-bbox="1007 1669 1215 1775">〃 500万円を超えるもの</td> </tr> </tbody> </table>		受給者の区分	提出範囲	年末調整をしたもの	① 法人（人格のない社団や財団を含みます。）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問、企業組合の所長などの役職にある者をいいます。以下同じです。）及び現に役員をしていなくても <u>平成28年中</u> にこれらの役員であった人	平成28年中の給与等の金額が150万円を超えるもの	② 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士、計理士、会計士補、企業診断員、測量士補、建築代理士、不動産鑑定士補、火災損害鑑定人、自動車等損害鑑定人、技術士補（所得税法第204条第1項第2号に規定する人）	〃 250万円を超えるもの	③ 上記①及び②以外の人	〃 500万円を超えるもの	
	受給者の区分	提出範囲										
年末調整をしたもの	① 法人（人格のない社団や財団を含みます。）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問、企業組合の所長などの役職にある者をいいます。以下同じです。）及び現に役員をしていなくても <u>平成28年中</u> にこれらの役員であった人	平成28年中の給与等の金額が150万円を超えるもの										
	② 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士、計理士、会計士補、企業診断員、測量士補、建築代理士、不動産鑑定士補、火災損害鑑定人、自動車等損害鑑定人、技術士補（所得税法第204条第1項第2号に規定する人）	〃 250万円を超えるもの										
	③ 上記①及び②以外の人	〃 500万円を超えるもの										

各 欄	記 載 方 法
「中途就・退職」欄	年の中で就職や退職（死亡退職を含みます。）した人については、「中途就・退職」欄の「就職」、「退職」の該当文字に○印を付し、その年月日を記載します。
「受給者生年月日」欄	給与の支払を受ける人の生年月日について、明・大・昭・平の該当するものに○印を付し、その年月日を記載します。
「支払者」欄	<p>給与等を支払った者の「個人番号又は法人番号」、「住所（居所）又は所在地」、「氏名又は名称」及び「電話番号」を記載します。</p> <p>（注） 個人番号を記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載します。</p> <p>なお、給与の支払を受ける人に交付する源泉徴収票には、<u>個人番号及び法人番号</u>は記載しません。</p>

留意事項	説	明
	(注) 上記により、例えば、原稿料、印税などの報酬、料金等については、同一人に対する平成28年中の支払金額が5万円以下であれば、その支払調書を税務署へ提出する必要はないことになります。 なお、提出範囲の金額基準については、原則として、消費税等の額を含めます。ただし、消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めないで判定しても差し支えありません。	
二段階税率による税額の見積り	二段階税率（1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、100万円までの部分の金額については10%、100万円を超える部分の金額については20%）が適用される報酬料金等について、この支払調書作成の日現在において未払のものがある場合には、その源泉徴収税額は見積りによって記載します。この場合において、その後実際に徴収した税額がその記載した見積税額と異なることになったときは、当初提出した支払調書と同一内容のものを作成し、右上部余白に「無効」と赤書きします。また、実際に徴収した税額を記載したこの支払調書を作成し、「訂正分」と赤書きし、「無効」と赤書きしたものと併せて提出します（基通205-7）。	

## (2) 記載方法

「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の各欄は、次のように記載します。

各欄	記	載	方	法
「住所（居所）又は所在地」欄	支払調書を作成する日の現況における受給者の住所（居所）又は所在地を確認して記載します。			
「個人番号又は法人番号」欄	受給者の個人番号又は法人番号を記載します。			
「区分」欄	報酬料金等の名称を、例えば、原稿料、印税、さし絵料、翻訳料、通訳料、脚本料、作曲料、講演料、教授料、著作権や工業所有権の使用料、放送謝金、映画や演劇の出演料、弁護士報酬、税理士報酬、社会保険労務士報酬、外交員報酬、ホステス等の報酬、契約金、広告宣伝のための賞金、競馬の賞金、診療報酬などのように具体的に記載します。 なお、印税については、「書きおろし初版印税」と「その他の印税」の別を記載します。			
「細目」欄	次の区分により記載します。 1 印税の場合……………書籍名 2 原稿料やさし絵料の場合……………支払回数 3 放送謝金、映画や演劇の出演料の場合……………出演した映画、演劇の題名など 4 弁護士などの報酬、料金の場合……………関与した事件名など 5 広告宣伝のための賞金の場合……………賞金の名称など 6 教授料……………講義名など			
「支払金額」欄	平成28年中に支払の確定した金額を記載します。この場合に、支払金額が一定の控除額以下であるため源泉徴収をしていない報酬料金等や、この支払調書作成の日現在において未払となっている報酬料金等についても記載しなければなりません。 なお、この支払調書作成の日現在において未払となっているものについては、その金額を内書きします。 また、支払金額には、原則として消費税等の額を含めます。ただし、消費税等の額が明確に区分されている場合には、消費税等の額を含めない金額を支払金額としても差し支えありませんが、その場合には、「摘要」欄にその消費税等の額を記載します。			
「源泉徴収税額」欄	平成28年中に源泉徴収すべき所得税額及び復興特別所得税額の合計額を記載します。この場合に、この支払調書の作成の日現在において未払のものがあるため源泉徴収税額を徴収していないものがあるときはその未徴収税額を内書きします。 なお、災害により被害を受けたため、災害減免法の規定により報酬料金等に対する源泉所得税の徴収を猶予した税額があるときは、その徴収猶予税額は含めないで記載します。			
「摘要」欄	次の事項を記載します。 1 診療報酬のうち家族診療分については、「 <input type="checkbox"/> 家族」の表示とその金額 2 災害により被害を受けたため、災害減免法の規定により報酬料金等に対する源泉所得税の徴収の猶予を受けた税額がある場合には、「 <input checked="" type="checkbox"/> 」の表示とその徴収猶予税額 3 広告宣伝のための賞金が金銭以外のものである場合には、その旨とその種類などの明細 4 支払を受ける者が「源泉徴収の免除証明書」を提示した者その他税法上源泉徴収を要しない者である場合には、その旨			
「支払者」欄	報酬、料金等を支払った者の「住所（居所）又は所在地」、「氏名又は名称」、「個人番号又は法人番号」及び「電話番号」を記載します。			





## (2) 退職所得の源泉徴収票合計表の記載方法

「退職所得の源泉徴収票合計表」の各欄は、次のように記載します。

各 欄	記 載 方 法
「① 退職手当等の総額」欄	「退職所得の源泉徴収票」を税務署へ提出するとしないとにかかわらず、退職手当の支払を受けた人の全ての人の合計を記載します。
「② ①のうち、源泉徴収票を提出するもの」欄	この合計表とともに提出する「退職所得の源泉徴収票」に基づいて、その合計を記載します。

## (3) 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表の記載方法

「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表」の各欄は、次のように記載します。

各 欄	記 載 方 法
「原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料金」から「賞金」までの各欄	「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の税務署への提出を要しない者も含め、平成28年中に支払の確定した所得税法第204条第1項各号、所得税法第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20に規定するすべての報酬料金等について、次ページの報酬料金等の一覧表の区分により、該当する欄にそれぞれ記載します。
「人員」欄、「支払金額」欄	報酬料金等を個人に支払うものと、個人以外の者に支払うものとに区分して記載します。 また、「人員」欄は、報酬・料金等を支払った延べ人員ではなく、支払を受けた者の実際の人員を記載します。
「源泉徴収税額」欄	報酬料金等の源泉徴収税額（所得税額及び復興特別所得税額）の合計額を記載します。 なお、災害減免法の規定により、報酬料金等に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額（「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の「摘要」欄に記載した徴収猶予税額）は、含めないところで記載します。
「① 計」欄	「原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料金」から「賞金」までの各欄を通じた実際の人員と支払金額の合計額を記載します。
「② ①のうち、支払調書を提出するもの」欄	この合計表とともに「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」を提出するものについて記載します。
「①のうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金」欄	所得税法第174条第10号に規定する法人馬主が受ける競馬の賞金の支払金額などを記載します。
「災害減免法により徴収猶予したもの」欄	災害減免法の規定により、報酬料金等に対する源泉所得税の徴収を猶予された者の人員とその徴収猶予税額（「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の「摘要」欄に記載した徴収猶予税額）を記載します。

## <税務関係書類への番号記載時期>

**問123** 個人番号・法人番号は、いつから申告書、法定調書等の税務関係書類に記載する必要があるのですか。

**答** 申告書、法定調書等の税務関係書類への個人番号・法人番号の記載は、それぞれ次に掲げる申告書等から必要です。

- ① 所得税や贈与税については、平成28年分の申告書（平成29年1月以降に提出するもの（平成28年分の準確定申告書にあっては平成28年中に提出するもの））
- ② 法人税については、平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書
- ③ 消費税については、平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書
- ④ 相続税については、平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書
- ⑤ 酒税・間接諸税については、平成28年1月分の申告書
- ⑥ 法定調書については、平成28年1月以降の金銭等の支払等に係るもの
- ⑦ 申請・届出書等は、平成28年1月以降に提出するもの（税務署等のほか、給与支払者や金融機関等に提出する場合も含まれます。）

## <給与所得の源泉徴収票の様式改正>

**問124** 給与所得の源泉徴収票は、どのように変更になりますか。

**答** 給与所得の源泉徴収票については、平成28年1月1日以後に支払うべき給与等に係るものから新様式となり、①給与等の支払を受ける者の個人番号、②控除対象配偶者の氏名及び個人番号、③扶養親族の氏名及び個人番号、④給与等の支払をする者の個人番号又は法人番号の記載が必要となります。

ただし、本人に交付する給与所得の源泉徴収票については、個人番号又は法人番号の記載は不要です。

また、上記の変更に合わせ、給与所得の源泉徴収票の様式が現行のA6サイズからA5サイズに変更になっていますので、ご注意ください。

## <本人へ交付する源泉徴収票等>

**問125** 本人へ交付する源泉徴収票や支払調書へ番号記載してよいですか。

**答** 本人に対して交付義務のある源泉徴収票については、本人及び扶養親族等の個人番号を記載せず本人に交付しなければなりません。

また、本人に交付する給与所得及び退職所得の源泉徴収票については、支払をする者の個人番号又は法人番号の記載は不要です。

なお、本人に対して交付義務のない法定調書について、支払内容の確認などのために本人に対してその写しを交付する行為は、個人番号関係事務に該当しないことから、番号法第19条の特定個人情報の提供の制限を受けることとなるため、本人及び支払者等の個人番号を記載することはできません。

## <本人確認の方法>

**問126** 個人番号を記載した申告書等を税務署等へ提出する際や、法定調書提出義務者が金銭の支払を受ける者から個人番号の提供を受ける際の本人確認はどのように行うのですか。

**答** 本人確認には、記載された個人番号が正しい番号であることの確認（番号確認）及び申告等を提出する者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要とされています。具体的には、原則として、個人番号カード（番号確認と身元確認）、通知カード（番号確認）と運転免許証（身元確認）、個人番号が記載された住民票の写し（番号確認）と運転免許証（身元確認）などで本人確認を行うこととされています。

（注）番号法施行規則において、原則的な方法による本人確認が困難な場合には、「個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの」による確認も認められています。